令和６年度「高原町委託型地域おこし協力隊」募集要項

１　募集概要

　　高原町は宮崎県の西南部に位置しており、国立公園霧島山を境に鹿児島県と接する静かな山間に位置しています。

　　豊富な水と豊富な自然に囲まれた農業を主とする生業が多く、特に「宮崎牛」の生産が盛んな地域です。

　　また、神話、伝承の言い伝えが残っており、初めて日本を統治された初代天皇である神武天皇が御生誕された地であり「天孫降臨の地」、「日本発祥の地」としてブランディングを行っております。

　　３年間の地域おこし活動後に、高原町にて起業、就業する思いを持った方々の応募をお待ちしております。

２　募集人員　３名

　（以下募集するミッション概要）

　〇　天孫降臨の地である秀峰「高千穂峰」の観光スポットとしての登山道整備とプロモーション、登山ガイド育成

　〇　日本発祥の地としての地域活性化に資する企画立案、イベント醸成、運営

　〇　事業承継

　〇　事業承継を行った地域おこし協力隊の事業運営補助及び企画、マーケティングを行った後の自身の起業

　〇　農業従事（米農家）及び製粉等の加工事業

　〇　観光事業、特産品開発事業

３　業務概要（ミッション）

**〇　天孫降臨の地である秀峰「高千穂峰」の観光スポットとしての登山道整備とプロモーション、登山ガイド育成**

　　⑴　高千穂峰登山道である「天孫降臨コース」の維持、補修、整備

　　　　※　石段などの簡易修繕及び水切りなどの維持補修であり、大規模修繕ではありません。

　　⑵　天孫降臨伝説・高千穂峰に係る登山基地、ＳＮＳ等を通じた観光プロモーションを行ってもらいます。

　　⑶　日本発祥の地、天孫降臨に係るブランディングを担ってもらいます。

　⑷　自身の起業・就業に向けた活動は、地域おこし協力隊活動の中で実施可能です。

　⑸　自発的テーマによる活動については、予算の範囲内で実施可能です。

　⑹　勤務場所は、皇子原公園登山基地、登山道、高千穂峰等です。

**〇　日本発祥の地としての地域活性化に資する企画立案、イベント醸成、運営**

　⑴　地域活性化に資するイベントの企画立案、イベント等のプロモーションや地域や学校、子供たちを巻き込んだ企画の運営を行ってもらいます。

　⑵　天孫降臨伝説・日本発祥の地に係るブランディングや事業を展開していくにあたってのマーケットリサーチ、SNS等を活用した情報発信を行う。

　⑶　自身の起業・就業に向けた活動は、地域おこし協力隊の活動の中で実施可能です。

　⑷　自発的テーマによる活動については、予算の範囲内で実施可能です。

　⑸　勤務場所は任意です。

**〇　事業承継（選考条件が異なります。）**

　⑴　relay the rocal　高原町において掲載されている事業承継案件等について取り組んでもらいます。

　⑵　技術、備品等の承継を受け、最終的に事業承継元の事業を自立して展開できるよう取り組んでもらいます。

　⑶　自身の起業・就業に向けた活動は、地域おこし協力隊の活動の中で実施可能です。

　⑷　自発的テーマによる活動については、予算の範囲内で実施可能です。

　⑸　勤務地は承継元です。

**〇　事業承継を行った地域おこし協力隊の事業運営補助及び企画、マーケティングを行った後の自身の起業**

　⑴　地域おこし協力隊ＯＢ・ＯＧが展開する事業について、その運営に従業員的役割を持ちながら運営補助してもらいます。

　　　また、従業員的役割ではありますが、自身の活動や従事する業務に対する企画提案等については可能です。

　⑵　地域おこし協力隊ＯＢ・ＯＧが展開する事業を運営する中で本町において自身で起業する準備を並行して行ってください。

　⑶　マーケティングやブランディング、プロモーション、各種ＳＮＳ戦略など経験者、技能を持った方については採用が優遇されます。

　⑷　自身の起業・就業に向けた活動は、地域おこし協力隊の活動の中で実施可能です。

　⑸　自発的テーマによる活動については、予算の範囲内で実施可能です。

　⑹　勤務地はvote café及び地域おこし協力隊ＯＢ、ＯＧが指定する場所です。

**〇　農業従事（米農家）及び製粉等の加工事業**

　⑴　町内の米に関する農業従事を行ってもらいます。

　⑵　精米、製粉など農業従事のみではなく、加工等にも携わっていただけます。

　⑶　農地は、準備されており、技術の承継を受ける先にて耕作地については指示されます。

　⑷　自身の起業・就業に向けた活動は、地域おこし協力隊の活動の中で実施可能です。

　⑸　自発的テーマによる活動については、予算の範囲内で実施可能です。

　⑹　勤務地は、指定された農地、加工場等です。

**〇　町内産一次産品、加工品等を活用した特産品開発と商品マーケティング**

　　⑴　町内産の農畜産物を活用し加工品の開発、特産品化を目標としていただきます。

　　⑵　開発した加工品、特産品の販路開拓に取り組んでもらいます。

　　⑶　町内事業者とのマッチングや、共同開発など複合産物の開発を進めていただきます。

　　⑷　自身の起業・就業に向けた活動は、地域おこし協力隊の活動の中で実施可能です。

　　⑸　自発的テーマによる活動については、予算の範囲内で実施可能です。

　　⑹　勤務地は、任意です。

　※　　なお、上記業務概要（ミッション）については、地域おこし協力隊としての最大任用期間３年間に段階的に実施していくものであり、任用、契約時に、１年目にどこまでできるのかなどの目途や自身のスキル等を鑑み、ミッション内容を契約に盛り込んでいくことになります。

　　　　そのため、上記に記載しているものが契約時に全て強制されるものではありません。

４　募集対象（次のいずれにも該当すること。）

　⑴　応募時に３大都市圏をはじめとする都市地域等に居住している方で、高原町に住民票を異動し、移住できる方。

　　　（※　３大都市圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。）

　　　（※　都市地域とは、過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない市町村をいう。）

　⑵　ミッション遂行に必要な資格及び免許を取得する意思を有している方。

　⑶　応募時点で、18歳以上の方（ただし、学生を除く。）。

　⑷　普通自動車運転免許を取得している方。

　⑸　パソコン等の一般的な操作ができる方（オフィスソフト等の操作や各種SNS活用等。）。

　⑹　心身ともに健康で、地域住民の方々とのコミュニケーションをとれるとともに、住民と協力しながら協力隊員の活動に意欲と情熱を持って行動できる方。

　⑺　居住地の自治会に加入すること。

　⑻　地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方。

　　　（任用形態は、地方公務員に準ずるものではありません。）

５　契約形態及び期間

　⑴　高原町との**雇用契約は締結せず、委託契約**となります。

　⑵　委託期間は任用日から当該年度末とします。次年度の委託更新に関しては、双方協議のうえ決定し、最長３年間としますが、ミッションが完了した年度末までが基本の任用期間となります。

　⑶　隊員としてふさわしくないと判断した場合には、委託期間中であっても解任することができるものとします。

　⑷　最終選考者が前職の引継ぎ等の理由により委託日から地域おこし協力隊としての活動が困難な場合は、委託開始日について相談に応じます。

６　勤務時間等

　⑴　地域おこし協力隊としての活動について活動基盤を作るため、任用から１年又は２年間は勤務時間を設けます。

　⑵　勤務時間　1,680時間/年　（１か月の目安：140時間）

　　　※　年度途中に任用された場合、月割りで計算します。

７　委託料

　⑴　協力活動に対する対価：210,000円/月

　　※　指定された活動時間（1,680時間）を超えた場合であっても、超過分の追加支給はありません。

　　※　通勤手当、時間外手当は支給されません。

　⑵　活動に要する経費：上限200万円

　　※　任用時期により、月割り、日割りして上限額を算出します。

　　【経費内容】

|  |  |
| --- | --- |
| 要件 | 月額上限等 |
| 国民健康保険税又は任意継続保険料の支払額の２分の１ | 20,000円 |
| 国民年金保険料の支払額の２分の１ | 9,000円 |
| 活動に要する車両借上料（隊員所有車又はリース） | 20,000円 |
| 活動に要するパソコン機器等（隊員所有物又はリース） | 5,000円 |
| 町内住宅賃借料（隊員自ら契約を要する。） | 45,000円 |
| 活動に要する郵送・通信費 | 3,000円 |
| 活動に要する消耗品等（リース、サブスク可） | 特になしただし、１品１万円以内 |
| 活動に伴う傷害、損害賠償保険料 | **年額**40,000円以内 |
| イベント企画・参加、研修会旅費、研修会参加費 | 特になし |

８　待遇及び福利厚生

　⑴　高原町との雇用契約はないため、**国民健康保険、国民年金、障害、損害保険には、自身で加入**してください。

　⑵　活動期間中の賃貸借家賃に対しては、活動に要する経費において月額45,000円まで精算できます。45,000円を超える場合の超過分及び敷金、礼金、共益費等は、隊員の自己負担となります。

　⑶　活動に使用する自動車、パソコン等は自身で準備してください。ただし、活動期間中は、活動に要する経費において借上料として精算可能です。

　⑷　生活用備品や住居の光熱水費等は、自身の負担となります。

　⑸　業務活動以外での自動車等も自身で準備してください。活動車両と併用は可能です。

　⑹　その他、活動に必要なものは、必要に応じて予算の範囲内で経費精算が可能です。

　⑺　引っ越しに係る経費は、隊員の自己負担になります。

　⑻　任用日、委託契約日については、相談に応じます。

９　応募方法

　　郵送又は電子申請による。

10　提出書類

　⑴　「高原町地域おこし協力隊員」応募用紙（様式１）

　⑵　「高原町地域おこし協力隊員」活動目標（様式２）

　⑶　住民票

　⑷　運転免許証の写し

　⑸　⑴及び⑵については、高原町公式ホームページからダウンロードしてください。

11　募集期間

　　令和６年10月１日（火）から令和７年３月31日（月）まで

12　提出先

　郵送先

　　　〒889－4492

　　　宮崎県西諸県郡高原町大字西麓899番地

　　　高原町役場　産業創生課たかはるＰＲ係　地域おこし協力隊担当者　宛

13　選考の流れ（⑸は事業承継のみ）

　⑴　第１次選考：書類審査

　　　指定の応募用紙（様式１）、活動目標（様式２）を基に書類選考を行います。提出された書類を基に選考を行いますのでできるだけ詳しく記載してください。

　⑵　第１次選考結果については応募者宛てに通知（郵送）を行います。なお、選考内容についての開示は行いません。

　⑶　第２次選考：面接審査

　　　第１次選考合格者を対象に、高原町役場において面接を行います。詳細な日程等については、第１次選考結果の通知にてお知らせいたします。

　　　第２次選考については、現地（高原町役場）での直接面接又はオンラインでの面接試験とします。

　　　直接又はオンラインでの面接につきましては、応募者にて選択していただきます。

　　　ただし、感染症の蔓延など直接の接触を避けるべきと判断される場合につきましては、第１次選考通過者全員をオンラインにて面接する場合があります。

　⑷　第２次選考の結果については、第２次選考受験者宛てに通知（郵送）を行います。なお、選考内容についての開示は行いません。

　**⑸　事業承継に係るミッションに応募する場合、本町の選考以前に株式会社ライトライトの選考が実施されます。ライトライト社の選考を通過した応募者のみが本町の第１次選考に進むことができます。**

14　その他

　⑴　募集に関する質問は、ファックス又はメールで行ってください。内容確認後、ファックス又はメールで回答いたしますのでご確認ください。原則として電話での質問は受け付けません。

　**⑵　住民票の異動は、必ず第２次選考結果通知日以降に行ってください。それ以前に住所を異動させると応募要件に反するため第２次選考通過後であっても資格を失います。**

15　問合せ先

　　高原町役場産業創生課たかはるＰＲ係

　　担　当：江南　智玄（こうなん　ともはる）

　　ＴＥＬ：0984－42－2128（直通）

　　ＦＡＸ：0984－42－4623

　　メール：sangyou@town.takaharu.lg.jp